

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 27 日

各務原市内の介護保険サービス事業所の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」（令和 2 年 6 月 1 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和 3 年度における取扱いについて

平素より市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省及び岐阜県から事務連絡がありましたので、別添文書等をご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

① 介護保険最新情報 Vol.915

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」（令和 2 年 6 月 1 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和 3 年度における取扱いについて

2 備考等

令和 2 年 6 月より実施している通所系サービスの 2 区分上位の特例については、上記の対応が実施される令和 3 年 3 月末までの算定とする。

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)